

JA だより みづま

2022
11 月号
No.463

三潯町農業協同組合



ハトムギ収穫



新型コロナウイルス感染症にかかる 入院共済金等 のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

JA共済連(全国共済農業協同組合連合会、以下「当会」)では、令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い(以下「みなし入院」)のお支払い対象者について、令和4年9月26日(月)より、以下のとおり見直します。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

ポイント

1

「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日(月)以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方とします。

重症化リスクの高い方

65歳以上の方

入院を要する方

妊娠中の方

重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または
新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方

※令和4年9月25日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

参考 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		診断日※	
		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

※検査日ではなく、診断日での判断となります。

「みなし入院」の取扱いを開始した経緯について

入院共済金等は、共済約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難」なため、「病院または診療所に入り」、「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払対象とする旨、定めています。

令和2年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生したことを受け、当会では、組合員・利用者の「安心」と「満足」を提供するというJA共済事業の使命のもと、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い(みなし入院)を開始いたしました。

今回の見直しの背景について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日(月)以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることが公表され、あわせて療養の考え方についても見直されることとなりました。

今回の政府による措置等を踏まえると、重症化リスクの高い方以外(医師による発生届の対象とならない方)については「常に医師の管理下において治療に専念する」状態との判断ができなくなることから、令和4年9月26日(月)以降の「みなし入院」のお支払い対象者について、見直すことといたしました※。

※今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

見直し後のご請求手続きについて

見直し後のご請求手続きにつきましては、「重症化リスクの高い方であること」の証明が必要となります。本人確認書類や母子手帳など、組合員・利用者あるいは医療機関等の負担とならないよう検討し、後日あらためて当会ホームページ等にてご案内いたします。

お問い合わせ

本件に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。

なお、個別のご契約内容(共済金の支払いに関する事項等)については、ご契約先のJAへお問い合わせください。

JA共済相談受付センター	JAみづま 金融共済部
電話番号 0120-536-093	電話番号 0942-64-2212
受付時間 午前9時から午後6時(月曜日～金曜日※) 午前9時から午後5時(土曜日※) ※祝日を除きます。	受付時間 午前8時45分から午後3時(月曜日～金曜日※) ※祝日を除きます。

※当会ホームページ(<https://www.ja-kyosai.or.jp/>)においても、新型コロナウイルス感染症に関連した当会の取組みについて、随時最新の情報を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

イチゴ定植始まる

JA管内では各圃場でイチゴの定植が始まりました。

今年からイチゴの生産を始めた北村周一さんをご紹介します。

北村さんは叔父がイチゴを生産しており、作業の手伝いを通していずれはイチゴの生産を始めたいと考えていました。

会社員として働いていましたが、同世代の友人がイチゴの生産を始めたということもあり、会社を辞めて実家に帰り、1年間イチゴ農家のもとで研修を受けました。

現在、父と母の3人で約16アールの生産を行っています。

今後について北村さんは「生産者の方々のアドバイスを受けながら勉強し、出荷量の確保に努めていく」と話しました。



9/22 畜魂祭開催

JAでは本所3階大研修室で畜魂祭を開催しました。

食肉となった家畜の魂を供養するため、部会員をはじめJA役職員、各関係機関が参加して、宮司による神事が執り行われました。

祭文奏上では酪農部会の柏原福生部会長が感謝と慰霊の気持ちを読み上げました。



ハトムギ検見・収穫開始

ＪＡ管内ではハトムギ「あきしずく」の収穫時期を迎えました。

全国ハトムギ生産技術協議会の手塚隆久会長、ハトムギ生産部会の委員、久留米普及指導センター指導員、ＪＡ事務局は９月２７日にハトムギ圃場で検見会を行い、播種時期や粒の色づき、追肥等の肥培管理の状況を参考に成熟状況を確認しました。

収穫は１０月３日から始まり、カントリーエレベーターには収穫したハトムギが運び込まれ、順次乾燥・調整を行っています。今年産は作付面積が約２３ヘクタール、約６０トンの収量を見込んでいます。



水稻検見・収穫開始

ＪＡ管内では水稻「夢一献」「ヒノヒカリ」「ヒヨクモチ」の収穫時期を迎えました。

農産物検査員、久留米普及指導センター指導員、ＪＡ事務局は９月２４日に水稻の圃場で検見会を開き、播種時期や穂の色づき、水分含有率、積算温度を参考に成熟状況を確認しました。

収穫は１０月５日から始まり、カントリーエレベーターには収穫した籾が運び込まれ、順次乾燥・調整を行っています。今年産は作付面積が約３２６ヘクタールで、約２,４００トンの収量を見込んでいます。



10/5 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会開催

年金友の会は三潯農村運動広場で会員の普及と親睦を深めるため、グラウンド・ゴルフ大会を開催しました。

大会には会員、非会員合わせて６４名が参加し、ホールインワンを目指し熱戦が繰り広げられました。

３年ぶりの開催ということで、参加者からは「大会を開催してくれてうれしい。みんなと一緒に運動が出来て楽しかった」との声をいただきました。



農業用廃プラスチック類等回収のお知らせ

11月11日にJAみづま本所駐車場で農業用廃プラスチック類の回収を行います。
適正に処理を行い、環境保全とリサイクルに取り組みましょう。

【回収日時】令和4年11月11日(金) 10:00～12:00

【回収場所】本所駐車場

【回収品目・料金】

回収品目	料 金
＜農業用廃棄ビニール＞ ・『農ビ』と記載があるもの	45円/kgあたり (税抜)
＜農業用廃ポリ＞ ・『農PO』、『ノーポリ』と記載があるもの ・マルチ(白、黒、ツイン、グリーン、シルバー) ・肥料袋のみ(他の物をいれている場合及び編み目のある素材は回収不可)	
＜廃棄農薬・農薬空容器＞ ・粉剤、粒剤、水和剤 ・液剤 ・くん蒸剤、くん煙剤 ・農薬空容器	255円/kgあたり (税込)
持ち込み禁止	
・金属 ・木材 ・ガラス ・一般家庭ゴミ ・ビールケース ・ゴム(ファンベルト、タイヤ類) ・灯油、軽油等で使用したポリタンク	

※回収品目が決まっておりますので確認の上お持込ください。

※上記以外は今回、回収いたしません。指定品目以外をお持ちいただいても回収しませんので、持ち帰っていただくことになります。

※計量札に口座名義・口座番号の記入欄があります。振替払の方は、あらかじめ、記入しお持ちください。

【お願い】

●農業用マルチ・農業用廃ビニール・農業用廃ポリについては、重くならない程度に切断し、結束してお出ください。毎回、正しく結束せずに出される方がいらっしゃいます。

結束やまとめられていないものは回収できませんので、持ち帰っていただくことになります。

●運搬時、道路等に落下した場合、故意ではなくとも不法投棄と見なされるため、落下ないように運搬してください。

●産業廃棄物処理業者との処理契約締結の権限を久留米市三潴町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会に委任する必要があります。(委任がなければ回収ができませんので、持ち帰っていただくことになります。)

●委任状、計量札につきましては、待ち時間等の短縮のため、あらかじめ、記入しお持ちいただくようお願いいたします。

●廃棄農薬・農薬空容器を持ち込まれる際には必ず「廃棄農薬・農薬空容器等処理委託申込書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。

●JAの貯金口座をお持ちの方は、口座振替もできます。その場合、通帳を必ず持参してください。口座番号を確認します。

※廃プラ類運搬時には、「書面携帯」及び「車両の表示」が必要です。

「書面携帯」:車両備付用に必要事項を記入し、搬送する車に備付けしてください。

「車両の表示」:車両両側面表示用に必要事項を記入し、搬送する車の両側面にテープ等で貼り付けてください。

【お問い合わせ先】

久留米市三潴町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会

<事務局> JAみづま 特産課 TEL:0942-64-2213

三潴総合支所産業振興課 TEL:0942-64-2315

<空容器> JAみづま 資材課 TEL:0942-64-4373



腕のつば刺激でたまった疲れをスッキリ!

年末に向かってますます頑張りたい季節です。パソコンやスマートフォン(スマホ)の操作、重たい荷物を運ぶなど、知らず知らずのうちに手指、腕を酷使していませんか。ここで一度心身の調子を点検し、整えてガス欠を防ぎましょう。

今回は、万能つば「手三里(てさんり)」を使った手指体操をご紹介します。首や肩の凝り、腰痛、背中の痛み、胃腸の不調、吹き出物やにきび肌、歯痛、眼痛、喉の痛みなどの緩和、さらには不安、落ち込みといった精神的な症状にもお勧めです。

つばの刺激と筋肉の動きは呼吸に合わせて行います。どこでもできる簡単な体操を通して、丁寧に自分の心と体に向き合う時間をつくり、年末に向かいましょう。

腕のつば刺激で呼吸を整える



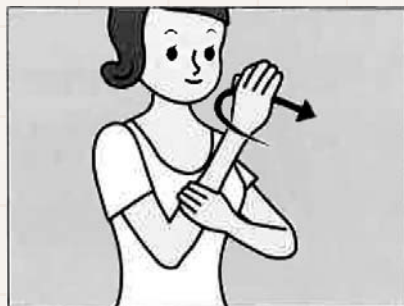
つば 手三里

手の甲側、肘を曲げたときにできる横じわから、親指側の骨に沿って手の方向に指3本分のところにあります。軽く押すとじんわりとした痛みを感じます。

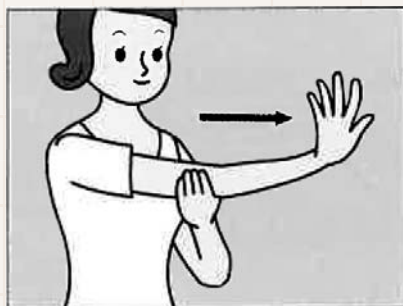
基本の動き



(1)右肘を曲げて、左手でつかみます。左手の親指は右腕の内側に、中指は手三里に当たるようなポジションです。



(2)手三里を押さえ、息を吐きながら右手のひらを半回転させ前へ向けます。



(3)右腕を前へ伸ばして指先を開き、息を吐き切ります。息を吸いながら(1)に戻ります。3回行ったら左腕に替え同じ動きをします。

ポイント

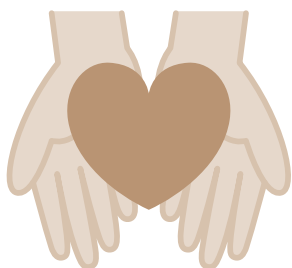
息は口から吐き、鼻から吸います。体操は呼吸に合わせて、1回につき20秒ほどかけてゆっくりと行います。

13の人権の課題

その13

★その他の人権課題

ホームレス、性的指向、性自認、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題など、さまざまな立場の人の人権に目を向けましょう。地域社会が協力して人権を侵す行為を許さない意識を広め、偏見や差別をなくして、誰もが健康で文化的な生活が営める社会にしましょう。



税を考える週間
これからの社会に向かって

11月11日
11月17日

一人ひとりの納税が
社会の中で実ります

税を考える週間 検索
<https://www.nta.go.jp>

国税庁

土曜朝市開催

みづまの里農産物直売所では、11月19日(土)に土曜朝市を開催します。
直売所会員が作った新鮮野菜や加工品の販売の他、蒸したておこわや唐揚げ(手羽先・手羽元)等を販売します。
ぜひお越しください。

【日 時】11月19日(土)8:30 ~ 12:00

【場 所】犬塚購買店

【お問い合わせ先】犬塚購買店 TEL:0942-64-4373

※犬塚購買店と資材集約センターは通常営業をしておりますのでご利用ください。

【新型コロナウイルス感染症対策にご協力を】

イベントを開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の予防として次のような対策をとらせていただきます。ご協力をお願いいたします。

- ・職員はマスク着用で対応させていただきます。
- ・来店の際はマスク着用・手指消毒にご協力をお願いします。
- ・密を避け距離をとってください。
- ・咳や熱等で体調不良の方は来店をご遠慮ください。

※感染状況により中止とさせていただきます場合がございます。中止する場合はホームページにてお知らせいたします。



第35回久留米市ふるさとみづま祭

【日 時】11月5日(土)10:00~17:00
6日(日) 9:30~17:00

【場 所】水沼の里2000年記念の森

【JA出店内容】

〈女性部ごはん屋さん〉新米を使った炊き立て混ぜご飯等
〈特産品コーナー〉ハトムギを使ったJAオリジナル商品
〈みづまの里農産物直売所〉みづまの里農産物直売所の会員が作った新鮮野菜や漬物等

※各店舗商品がなくなり次第終了とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

〈JA出店〉JAみづま 資材課 TEL:0942-64-4373

〈事務局〉久留米市ふるさとみづま祭実行委員会事務局
TEL:0942-64-2315

第48回ふるさとくるめ農業まつり

【日 時】11月12日(土)・13日(日)
10:00~16:00

【場 所】久留米百年公園

【JA出店内容】

みづまの里農産物直売所会員の新鮮野菜やハトムギを使ったJAオリジナル商品

※商品がなくなり次第終了とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

〈JA出店〉JAみづま 資材課 TEL:0942-64-4373

〈事務局〉ふるさとくるめ農業まつり実行委員会
TEL:0942-30-9165



～JAでは水稻ワラのすき込みを推進しています～

これからの時季は、ワラ等を焼却する機会が増え、風が強いときは燃え広がる危険性が高くなります。

JAでは水稻ワラのすき込みを推進していますが、野外焼却を行う場合は上記の事を守り、安全に作業をしましょう。すき込みについては、農産課までお問い合わせください。また、もし炎が大きくなった場合は無理に消火しようとせず、速やかに消防署(119番)に通報しましょう。

ワラの焼却には注意!!

野外焼却は原則禁止ですが、一部の例外である「ワラ等の焼却」、「庭先での落ち葉焼き」等を行う場合は、次の点に十分注意して行ってください。

○やむを得ず行うときの注意点○

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①風の強い日は絶対に行わない | ④その場を離れず、少ない量で焼却する |
| ②周囲に燃えやすいものがない場所で行う | ⑤火が消えたことを確認する |
| ③消火の準備をしてから行う(水バケツ、消火器等) | ⑥近隣住民の迷惑とならないように行う |

【お問い合わせ先】〈火災について〉久留米広域消防本部 三潴消防署 TEL:0942-62-2185
〈すき込みについて〉JAみづま 農産課 TEL:0942-64-2213